

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年1月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務名

税務オンラインシステムオペレーション業務

### (2) 委託業務の内容

入札説明書及び税務オンラインシステムオペレーション業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 委託業務の実施場所

香川県庁本館（高松市番町4丁目1番10号）内において、香川県が指定する場所

### (4) 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

### (5) 入札方法

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、入札参加資格確認申請書を提出し、紙入札方式によることができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約書作成の要否 要

## 3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

平成26年1月24日から同年2月4日まで（日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部税務課 税務システムグループ（香川県庁本館M5階）

電話番号 087-832-3070

## 4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成26年2月18日午後5時までに香川県総務部税務課に対し文書で行うこと。

回答は、平成26年2月20日午後5時までに入札説明書の交付を受けた者全員に通知する。

## 5 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定す

る信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

## 6 入札及び開札

### (1) 入札書の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 平成26年3月7日午前9時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書を持参する場合）

(ア) 提出日時 平成26年3月7日午前9時から午前10時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成26年3月6日午後5時

(イ) 送付先 3に示した場所

### (2) 開札の日時

平成26年3月7日午前10時

### (3) 開札の場所

香川県総務部税務課とする。ただし、紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成26年2月26日午後3時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県総務部税務課に提出すること。

## 8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成26年2月26日午後3時までにA級格付けを得ること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(5) 香川県税及び消費税（地方消費税を含む。）の滞納がない者であること。

(6) 個人住民税の特別徴収を実施している者であること。

(7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証及びプライバシーマークを取得している者であること。

- (8) 平成21年度以降において、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体とOSV/XSPをOSとする基幹系オンラインシステムのオペレーション業務について契約を締結し、誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書に記載する内容を適切かつ確実に遂行できる体制が整備されている者であること。
- (10) 本公告に係る入札説明書の交付を受け、かつ、入札・現地説明会に参加した者であること。

#### 9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8の(5)から(9)までの要件を満たすことを証明する書類を平成26年2月26日午後3時までに、香川県総務部税務課に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、(1)の書類とともに入札参加資格確認申請書を提出することとする。
- (3) 入札には、提出された書類の審査に合格した者に限り参加できるものとし、審査の結果は、平成26年3月4日午後5時までに通知する。

#### 10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

#### 11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

#### 14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 15 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Operation of the tax online system
- (2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:  
9:00 a. m., March 7, 2014 (by registered mail: 17:00 p. m., March 6, 2014)
- (3) Contact point of the notice: Tax Administration Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken 760-8570 Japan, TEL 087-832-3070
- (4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.